

日清戦後の居留地政策

—天津日本専管居留地を中心に—

渡辺 千尋

(お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科)

日清戦争後、日本は中国との間に不平等条約関係を築き、列強と同等の条件で中国における経済活動に臨むことができるようになり、対中貿易が本格的に始まった。日中間の貿易額は第一次世界大戦後に排日運動の影響を受けるまで順調に伸び、中国への渡航者も増加している。この貿易・居住の舞台となったのが中国に設置された居留地※であり、日本が中国における居留地の設置・運営を始めたのも日清戦争後のことであった。本報告では、居留地に関する従来の研究が個別の居留地を対象として行われ、それらを統合する外務省の政策に注目する視点に乏しかったことをふまえて、外務省の居留地政策を分析し、その政策効果を知るための例として、天津日本専管居留地の設置・開発過程を具体的に明らかにしたい。

日清戦争講和条約によって、日本は中国における外国と同等の通商特権を得るとともに、製造業従事権を獲得した。具体的には開港場に居留地を開設し、日本人商人を渡航させて貿易を行うことができるようになったほか、居留地への工場移転も可能となったということの意味する。しかし国内産業の状況を見ると、外資を導入して国内産業を振興させることが先であり、新たに獲得した諸権利をすぐに活用することは不可能だった。そこで外務省は、日本専管居留地のうち天津・蘇州・漢口に関しては政府の資金を使って居留地を開発することにし、1900年に特別会計を設置して居留地の土地の買上げと都市建設を行うとともに、居留地経営に必要な資金を調達するため、1905年に居留地内を地方自治団体に見立てた徴税システムである居留地制度、居留民団法を制定した。

こうした政策の効果を天津日本専管居留地を例にみると、居留地のなかった時期は三井物産・日本郵船のほか、個人でも資金力のある商社が二社あるだけであったが、1988年には横浜正金銀行が支店を開設、大阪商船・日本郵船が神戸・大阪・上海と天津をつなぐ航路を開設し、金融・交通インフラが整備された。次いで1903年から1909年の間に個人の貿易商社が増加し、支那向雑貨や綿繰機械などの輸出を始めた。さらに1907年に居留民団が設立されると、日本人・清国人を問わず日本専管居留地に住む居留民への課金が始まり、その収入で居留民団事務所・公会堂の設立、衛生・警察事業の拡充などが行われ、日本人の居住のための条件が整っていった。1906年以降には日本人向雑貨や印刷業者が進出し、居留日本人向けの商売を始めるようになる。

その結果天津は日本製品の輸入港となり、つねに輸入が輸出を上回っていたが、天津の日本からの輸入総額は1908年の約670万海関両から1919年には約6倍の4160万海関両に伸び、天津貿易総額に占める対日貿易総額の割合は、1908年には一割に満たなかったものが、排日運動の影響を受ける直前の1918年には四割を越えるまでに成長した。そこには三井物産・大倉組といった大手商社のみならず、中小貿易商社の取扱額も一定額含まれているのではないかと考える。

※ 不平等条約に基づき、中国の開港場に一定地域を区切って外国人の居住・貿易を認めた場所を中国語で租界と言う。日本外務省は租界の公定訳を居留地としており、公文書では日本の設置したもの・外国の設置したものを問わずすべて居留地と呼んでいる。しかし「上海租界」という表現が小説等でもよく見られるように、租界という言葉は日本語として一般的に使用されるようになっている。そこで報告者は日本の設置したものは居留地、外国の設置したものは租界と呼ぶ。